

議案第33号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について

次のとおり学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（鳥取県情報公開条例の一部改正）

第1条 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は<u>義務教育学校若しくは特別支援学校の児童若しくは生徒</u>（以下この号及び第18条の2において「児童等」という。）の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの</p> <p>(8) 略</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は特別支援学校の児童若しくは生徒（以下この号及び第18条の2において「児童等」という。）の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの</p> <p>(8) 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	
(義務教育等教員特別手当)	
第16条の8 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。	
2～5 略	
別表第9 教育職給料表等級別基準職務表（第3条関係）	
ア 略	
イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務
1級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u> の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u> の教諭又は養護教諭の職務
特2級	<u>中学校又は義務教育学校</u> の主幹教諭の職務
3級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u> の副校長又は教頭の職務

改 正 前	
(義務教育等教員特別手当)	
第16条の8 義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。	
2～5 略	
別表第9 教育職給料表等級別基準職務表（第3条関係）	
ア 略	
イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表	
職務の級	標準的な職務
1級	<u>中学校又は小学校</u> の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2級	<u>中学校又は小学校</u> の教諭又は養護教諭の職務
特2級	中学校の主幹教諭の職務
3級	<u>中学校の副校長又は中学校若しくは小学校</u> の教頭の職務

4 級

小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務

4 級

中学校又は小学校の校長の職務

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、<u>中学校又は義務教育学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級</u>を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

小学校	略
中学校又は義務教育学校	
略	

2 略

(教育業務連絡指導手当)

第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

小学校	略
中学校	
略	

2 略

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

--	--

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。</p> <p>2 略</p>

(子育て王国とっとり条例の一部改正)

第5条 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安心に満ちた子育てと豊かな子</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施策の主な内容	略		安心に満ちた子育てと豊かな子	1～3 略		4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、	<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安心に満ちた子育てと豊かな子</td> <td>1～3 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施策の主な内容	略		安心に満ちた子育てと豊かな子	1～3 略		4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、
区分	施策の主な内容																
略																	
安心に満ちた子育てと豊かな子	1～3 略																
	4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、																
区分	施策の主な内容																
略																	
安心に満ちた子育てと豊かな子	1～3 略																
	4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、																

子どもの学びを支援する施策	中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略
略	

子どもの学びを支援する施策	中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略
略	

（災害遺児手当助成条例の一部改正）

第6条 災害遺児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、	（定義） 第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、

同日以後引き続き中学校、義務教育学校の後期課程又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)で県内に住所を有するもののうち、その養育者(児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。)が天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障害の状態(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。)をいう。

同日以後引き続き中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。)で県内に住所を有するもののうち、その養育者(児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。)が天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)により死亡し、又は障害の状態(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。)となったもの(夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。)をいう。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和34年鳥取県条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円

(ア)～(オ) 略

(カ) 同居する者に中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号において同じ。）を卒業し、又は修了するまでの児童がいること。

(キ) 略

イ・ウ 略

(3)・(4) 略

2・3 略

(入居者の資格)

第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。

(1) 略

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円

(ア)～(オ) 略

(カ) 同居する者に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号において同じ。）を卒業し、又は修了するまでの児童がいること。

(キ) 略

イ・ウ 略

(3)・(4) 略

2・3 略

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

第8条 鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(分科会)</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="311 828 1079 1225"><thead><tr><th data-bbox="311 828 528 879">名称</th><th data-bbox="528 828 1079 879">所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="311 879 528 1177">学校等教育分科会</td><td data-bbox="528 879 1079 1177">公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="311 1177 1079 1225">略</td></tr></tbody></table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。	略		<p>(分科会)</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 828 1919 1225"><thead><tr><th data-bbox="1151 828 1368 879">名称</th><th data-bbox="1368 828 1919 879">所掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1151 879 1368 1177">学校等教育分科会</td><td data-bbox="1368 879 1919 1177">公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1151 1177 1919 1225">略</td></tr></tbody></table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。	略	
名称	所掌事務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。												
略													
名称	所掌事務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「公立学校等」という。)の教育の振興に関する重要事項(学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。)を調査審議し、及び建議すること。												
略													

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第9条 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第15条 県は、学校(学校教育法第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校(後期課程に限る。)</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。))において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第15条 県は、学校(学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。))において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。